

第23期佐世保市農業委員会第33回総会議事録

1 開催日時 令和2年2月27日(木) 13時30分から15時45分

2 開催場所 1階 イベントホール

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
早岐地区	久野 利幸	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉	宇久地区	菅 徳雄
柚木地区	宮崎 敦	小佐々地区	松田 眞
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
		鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(1名)

三川内地区 中里 政義

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局次長 溝上 順

事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第329号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第330号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第331号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第332号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項関係)に伴う意見聴取
について
第333号議案 農地改良届について
第334号議案 非農地証明願について
第335号議案 非農地通知について
第336号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第337号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について
第338号議案 農用地利用集積計画(案)について
第339号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第340号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第33回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。先週の視察研修ではお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。熊本県大津町のような法人化は、勉強になりましたし、福岡県朝倉市では災害の大変厳しい中、対応をしていただきました。それぞれの農業委員会において、色々な立場で頑張ってお

られ、我々の農業委員会も得るものがあつたと思います。佐世保市の農業委員会へ研修に行きたいと思われるような農業委員会になればと思います。

本日は、マスクを着用して総会を行います。新型コロナの影響で経済、農業にも影響が出ると思われますので、一日も早い収束を願っております。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、農業委員の欠席はございません。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、三川内地区推進委員の中里政義委員が欠席です。以上です。

副会長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、14番 田中 広昭委員、15番 西尾 政喜委員、補充として16番 赤木 行秀委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第329号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第329号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は218㎡です。転用目的は住宅敷地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積85.29㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外でMR上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から南東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減、7.62m。排水計画、雨水は溜桝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計371㎡です。転用目的は駐車場等設置。権利は、所有権移転売買です。施設は、展示販売用車両15台、バイク10台、資材置場です。併用地ありで、敷地全体面積は752㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは福井洞窟から南に約290mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。土留め工事をする。日照通風、建築物はないため、

被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳の写し等添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上2件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、相浦、九十九地区。

1 2 番 はい、12番の富川です。2月23日に伊賀崎推進委員と現地を見てまいりました。周りに優良農地はなく、別に問題ないと見てまいりました。但し、生活排水が合併浄化槽から道路側溝となつていますが、新田団地に行く道沿いなので、合併浄化槽は必要ないと思うのですが、必要なのですか。

議 長 事務局何か分かりますか。

事 務 局 はい、事務局です。設計の方から提出されている平面図上によると、やはり小型の合併浄化槽を設置して道路側溝となつています。多分直接下水に繋げないのかなと思います。下水があれば、下水にするとします。

1 2 番 下水は通っていますよ。

事 務 局 多分直接繋げないのだと思います。

1 2 番 分かりました。

議 長 それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。富川委員が言われたのと同じように見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、2番吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。2月25日に近藤委員と一緒に現地を確認してまいりました。台帳上は田ですが、現地は荒地になっております。数十年前から荒地で、耕作物はありません。ここに駐車場を設置するということですが、建物等の建設もありませんし、駐車場の設置によって、他への影響は何もないと判断してきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。ただいま水口委員が説明したとおりであります。よろしくお願

いします。

議 長 はい、それではこの1番2番の案件につきまして、何か意見のある方はいらっしゃいますか。

副 会 長 2番の譲渡人は、住所が有福町と書いてありますが、家にいないのですか。

事 務 局 はい、事務局です。記載誤りです。正しくは、吉井町直谷にご住所があります。

議 長 それでは、2番の譲渡人の住所を訂正してください。ほかに何かご意見はございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第329号議案については許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第330号議案、佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第330号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明いたします。

1番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、台帳田、現況休耕地。面積は2筆合計795㎡です。転用目的は、農機具洗車場。施設は洗車区画5台。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっておりますが、除外後は第1種農地に該当します。こちらは、東明中学校付近に位置し、農機具洗車場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

2番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、台帳山林、現況原野。面積は156㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっておりますが、除外後は非農地です。そのため、除外後の転用手続きは発生しません。こちらは、岩下配水池付近に位置し、資材置場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

3番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の3筆。地目は、台帳田、現況休耕地及び田。面積は3筆合計5,463㎡です。転用目的は、太陽光発電施設。施設は太陽光パネル976枚。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっておりますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、宮津町バス停付近に位置し、太陽光発電施設として利用するための農用地区域からの除外案件です。

4番、早岐地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、田の浦町

の2筆。地目は、台帳田、現況休耕地。面積は2筆合計483㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、田の浦高架橋付近に位置し、資材置場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

5番、大野地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、原分町の3筆。地目は、台帳山林、現況山林。面積は3筆合計842㎡です。転用目的は、車両保管場所。施設は車両保管場所26台。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、除外後は非農地です。そのため、除外後の転用手続きは発生しません。こちらは、坂の上西区二バス停付近に位置し、車両保管場所として利用するための農用地区域からの除外案件です。

6番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、野崎町。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は644㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、野崎町公民館付近に位置し、資材置場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

7番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町吉元の2筆。地目は、台帳山林、現況山林。面積は2筆合計1,096㎡です。転用目的は、駐車場用地。施設は貸駐車場17台。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、除外後は非農地です。そのため、除外後の転用手続きは発生しません。こちらは、吉井ソフトボール場付近に位置し、駐車場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

8番、鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町口ノ里。地目は、台帳田、現況山林。面積は1,658㎡です。転用目的は、グランピング場。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、除外後は非農地です。そのため、除外後の転用手続きは発生しません。こちらは、清水池付近に位置し、グランピング場として利用するための農用地区域からの除外案件です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番江上地区。

2番 はい、2番の川上です。2月23日に北村推進委員と現地確認を行いました。1番の申請地は、市道に囲まれ、隣接は名義人の土地ばかりですので、周辺に対する影響は、何もありません。よろしくお願いたします

2番は、2月23日に北村推進委員と現地確認を行いました。周辺は全て名義人の土地ばかりで、裏は山でありますので、何も問題ありません。よろしくお願いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。
- 北村委員 はい、推進委員の北村です。1番については、川上委員がおっしゃったとおり近隣に住宅地もありませんので、問題ないと思います。
2番は、山の方を申請されたということで問題ないと思います。
- 議 長 それでは、3番宮地区。
- 3 番 はい、3番の阿波です。現地は海岸とほぼ接する形で、台風等の時は潮を被るような場所です。水関係も良くなって地権者の方も農業自体を諦めて他の所を探したいということで見てまいりました。周辺等につきましては、この方の自宅の前ですので、影響はないと見てきました。2月23日に坂口推進委員と名義人で現地確認を行いました。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。
- 坂口委員 はい、推進委員の坂口です。ただいま阿波委員が言われたとおりでありまして、地域の農業にも影響はないものと思ひ見てまいりました。よろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、4番は早岐地区ですので、私の方からご報告させていただきます。23日に久野委員と現場を見てまいりましたが、特別問題はないと思います。そして、近隣の農家の方3名の同意書も付けてありますので、問題ないかと思ひます。
それでは、久野推進委員の意見を求めます。
- 久野委員 はい、早岐地区の久野です。今、会長がおっしゃったとおり、何ら問題はないと見てまいりました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。続きまして、5番大野地区。
- 9 番 9番井手です。周囲が竹林になっていて、何年か前に回った時にも荒れていて、B判定を行いました。特に近隣も住宅地になっていて、その上が竹林となっていて現状から判断すると、問題ないだろうと見てきました。2月22日に牟田推進委員と一緒に見て回りました。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。
- 牟田委員 大野の牟田です。井手委員の報告のとおり、周囲は山林化しておりまして、問題ありません。
- 議 長 それでは、6番相浦・九十九地区。
- 1 2 番 12番富川です。23日に伊賀崎推進委員と見てまいりました。資材置場というか建築廃材と

駐車場ということで周りに迷惑をかけないということで、別に問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。富川委員の言われたとおり問題ないと思います。公民館の正面玄関前の畑で、普段草は刈って管理してありますけど、地域の人から問題が出なければ良いと思います。

議 長 それでは、7番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。以前は田んぼだったのですが、現在は、台帳も現況も山林になっております。周辺は住宅に囲まれていますので、駐車場として利用することになっても何ら問題ないと考えました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。

近藤委員 はい、吉井地区の近藤です。今、水口委員が説明したとおりであります。山林ですので、これが整備されますと、周囲の住宅にとっては環境が良くなるものと思われれます。以上です。

議 長 はい、それでは、8番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月25日に山口推進委員と現地を見てきました。現在は山林化しております、
問題ないと思います。

議 長 はい、それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。今、内野委員が言われたとおり、特に問題はないということを見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、8件の案件について何かご質問ございませんか。はい、阿波委員。

3 番 5番と7番が台帳山林、現況山林なので、確認します。聞いたこともありますが、途中で田んぼとか耕作されていた経緯があった場所については、農地扱いをすると聞きましたがそれで間違いないですか。

議 長 事務局。

事務局 はい、事務局です。今回の特に5番と7番に関しましては、元々農地で非農地通知が出て地目変更の登記がされている。元々農地で農用地の指定がされていた。登記上の地目も変わっているのですが、農用地の指定からは外れていなかったというところで、今回目的があるため、そこから除外をするという手続きが取られております。

3 番 農用地の除外が必要ということですが、通常非農地通知を出して、非農地確認で除外にはならないのですか。

事務局 はい、事務局です。農用地に関しましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が指定した計画になりますので、その計画の変更が、除外するにしても、入れるにしても必要になります。あくまでも非農地通知が出て、ある程度集団性を維持する意味ではすぐさま除外するものではないという位置づけになっています。農用地としては残置されている状態で、今回違う目的で利用したいという計画が出てきたために、随時で変更するといった流れになっております。

1 7 番 17番小川です。確認ですが、非農地通知を出している所で農用地もありますよね。非農地通知は出したが、農用地から除外されないケースが今後も出てくるのですか。

議長 はい事務局。

事務局 はい、事務局です。目的があって、利用する計画があれば、除外の手続きが必要になってきます。もしくは、5年に1回、市としての全体見直しの機会で、一体でなく非農地も出ていれば除外を行う可能性もあります。

1 7 番 17番小川です。法務局で地目を変えた方が、何かする時、手続きが必要であることを知らないと思います。遊休農地を外したとしか思っていない。山奥なら良いが、宅地となるような場所は許可なしに建てる可能性があるのではないですか。

事務局 はい、事務局です。非農地通知を所有者に送る時に、注意書きとして農用地である場合は、除外等の手続きが必要だと、文書の中に盛り込んでいますので、注意喚起にはなっているかと思えます。

議長 よろしいですか。一応農業委員会としての処置は取っているようです。わからない方もおられると思いますし、通知するだけですから調整的なものはないと思います。ほかに何かご意見ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。8番の案件で、目的がグランピング場となっていますが、夜まで若い人が騒いだりとか、火を焚いたりで近隣住宅に迷惑がかかることはないですか。

1 8 番 18番内野です。今のご指摘ですけれども、この周りには何もありません。田んぼだけです。転用者の代理人を知っているが、火を焚くことはまずないと、説明を受けています。もし、そういったことがあれば、私も言います。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでしたら、今出た意見を添えて農業畜産課へ回答します。それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、第330号議案の審議結果、意見を添えて、農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

続きまして、第331号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第331号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

1番、江上地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の6筆。地目は、登記田・原野・山林、現況樹園地。面積は6筆合計2,036㎡で、対象作物はミカンです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(樹園地)です。こちらは、西海パールライン江上IC付近で、変更理由は、今後果樹支援対策事業を活用するために農用地区域への編入を望むものです。

2番、大野地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、松瀬町の27筆。地目は、登記田・畑・原野・山林、現況田・原野。面積は27筆合計16,856㎡で、対象作物は水稻です。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(田)です。こちらは、峰配水池付近で、変更理由は、今後中山間地域直接支払事業に取り組むため農用地区域への編入を望むものです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

2 番 はい、2番川上です。2月23日に北村推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は、優良なミカン畑が広がっていて、よく整備されており、別に問題ありません。よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。

北村委員 はい、推進委員の北村です。申請人が近くに樹園地を持っており、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、2番大野地区。

9 番 9番井手です。2月22日に牟田推進委員と現地確認を行いました。田んぼがたくさんあって苦労しましたが、きちんと整備されていて問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは地区担当の推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。この地区は、以前から中山間地域に取り込みたいと言うことで、頑張っておられましたが、地区外となっております。今回やっと取り込むようになりました。現地は問題ありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、1番、2番の案件について何かご意見ございませんか。

副 会 長 原野をそのまま認めるということは、基盤整備をするから原野も含めるということですか。計画があるから入れるということですか。

牟田委員 現地を見てみますと、登記が原野や山林でも田んぼとして耕作されています。

副 会 長 現況が原野の所を農用地として認める必要がありますか。何か計画がありますか。

牟田委員 おそらく法面の維持等を中山間地域でされると思います。周りが田んぼですから。

副 会 長 事務局はどう思いますか。

事 務 局 地図で見てもらったらわかると思いますが、現況原野となっているのが、この真ん中あたりで法面のようになっています。ここ一体を中山間の取り組みのエリアとして入れると。中抜きにならないように全体を入れることとなります。

議 長 ありがとうございます。ほかに何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでしたら、それでは、採決に移ります。第331号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、賛成多数でございます。第331号議案の審議結果を、農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

続きまして第332号議案、佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項関係)に伴う意見聴取について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第332号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項関係)に伴う意見聴取についてご説明します。こちらは農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項で農用地に定めるものがあげられており、この基準に沿って編入や除外を行うものです。

今回の変更理由ですが、針尾地区の除外については、佐世保農業振興地域整備計画を策定し、農用地区域を指定する以前から農地以外の利用をされていた土地について変更を行うとなっています。また、宇久地区の編入については、令和元年5月28日付け佐世保農業振興地域整備計画変更の決定により農用地区域からメガソーラーの事業用地として除外されましたが、申請者の事業計画変更、恒久転用を予定していた土地について、営農型への切り替え、また、事業用地として利用しなくなったことにより、当初の申請どおりの利用に供されないこととなった土地について変更を行うとなっています。

筆数、面積についてですが、除外については、公共利用等を理由として2筆、819.76㎡を、編入については、用途区分水田が14筆、6,057㎡、畑が160筆、149,288.54㎡、樹園地が11筆5,459㎡となっております。

なお、編入する用途区分につきましては、除外前の用途と同じものとなっております。

農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が4,661.5haで、今回の変更後4,677.5haとなります。

6ページは地区別の集計表、7から11ページが筆の内訳となっております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項関係に係る農用地区域の変更に關し、佐世保市長(担当課:農業畜産課)より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの第332号議案につきまして質問がある方はいらっしゃいますか。

15番 はい、15番西尾です。宇久地区のメガソーラーに伴い除外されたものの再編入についてですが、私達は今年の6月に私以外の方が認めてやったわけですが、その時も言いました。1回出したものをまた入れるんじゃないかと。やはりこのようなことが起きております。農業畜産課がちゃんと精査をせずに除外をしてまた入れる。事業者が、恒久型を営農型にするということは、パネルの面積が減るのですが、事業自体がそれでいいのかと思うのですが、農業畜産課からどういう説明を受けているか、お尋ねします。

議 長 事務局、何か説明を受けていますか。

事 務 局 事業が成り立つかどうかのご質問でしたが、直接的に農業畜産課から事業について成り立つかどうかの確認はしておりません。しかし、昨年転用申請が出てきた中での事業計画をもって、事業者としてこの計画でいくと確認を取っています。

1 5 番 国と契約しているので、減ると認められないのですが、分かってやっているのですか。今回編入したが、また除外となる可能性もありますが、まだ1年も経っていないうちにこういう状態というのは、無計画ではないですか。

議 長 除外したのを編入して、恒久転用から営農型に変わったようですが、事務局分かりますか。

事 務 局 はい、事務局です。元々農振除外の申出が出て、審査をして、農業委員会に意見照会がきたタイミングで農業委員会の意見として、審査期間が十分に取れないため、農地転用の許可見込みについても回答ができないと、この時点では回答をしています。

その後精査していく中で、できるところ、できないところが分かってきました。元々は事業者としても除外をしてパネルを置きたかったのですが、結果農地転用の段階では許可ができないところが変わってきて、確定として農地転用が出された土地となります。

農振を除外する時に、精度の高い審査が行われて、除外された土地から転用の申請が出されるのが望ましいと思っていますが、そういう流れの中で営農型になってしまったところが出てしまっています。本来は除外する必要がなかったところとなりますので、元の形に戻るのが適当ではないかと事務局としては考えています。

1 5 番 15番の西尾です。第330号議案でも、宮の太陽光発電施設が出ています。こういう業者には厳しくやって、パネルの枚数まで出させて農振地域から除外している。今回編入を求めた所は、私達が非農地にするかしないかとか現地を回った時に、回り切れずに保留してくださいと私が言ったと思います。その時に出てるからだめだということで、保留せずに通したのがこら辺かなと思う。とにかく20日過ぎて回り切れなかった時がありました。そうしてまで通したものが入ってきているとなると、精査が出来ていなかった。無駄な労力を要したなと思います。

宇久メガソーラーだから認める、他の業者は認めないと不公平感が出ます。本当に佐世保市は、それでいいのかと聞きたいと思います。

議 長 確かに私もそう思います。農振除外の折にも意見を求められ、農業委員会で許可をしたわけではなく、十分な資料が足りないということで、判断できないと返して除外されました。農林部局としての考え方が正されるべきだと思います。矛盾したことは、西尾委員とも話したことがあります。

今回も編入ということでおかしいじゃないかという気持ちは、私自身も持っています。しかし、編入を認めない権限もないし、こういう意見を付して農業畜産課に回答するしかありません。考慮して判断してくださいと言うことしかできないのではないかと思います。

3 番 3番阿波です。今回の編入も確定ではないのではないですか。変更がまだあるのではないですか。ソーラーパネルの所を牧草地にするかしないかは業者が決めることですが、牧草地にすることで補助事業とかのメニューを受けられるからそうするのか、最終工事が終わったところで編入しないと、途中でまた計画変わるのではないですか。

事務局 はい、事務局です。事業者の方から元々、除外に伴う変更ということで申出が出ている中で、今回の筆に関しては営農型を利用するしないを確定したものと出されている。変更があるかと言われると、今のところそういう話は聞いていません。

3 番 色んな何か所かを試験してみて、効果がある場所のみをする計画だったのではないですか。これだけ営農型に変わったのは、何かしらの算段ができたのですか。通常の牧草地よりも6~7割しか取れないのに、営農型として認めていいのかというのも議論の対象になりました。最初に上がったのを途中で減らして出てきました。当初の営農型は多かったのですが、効果のあるなしで減った記憶があります。また再度増やしてきたということは、なにかしらの牧草の需要と供給がないとこれだけの面積を増やすことの経緯がよく分かりません。

副会長 農用地にしないと牧草地にできないのか、稲は無理ですよ。減反するための転換なのか。そうでないとする必要がありません。

議長 この資料だけでは理由を知るには説明不足ですね。

副会長 農業畜産課を呼びましょう。

15番 15番の西尾です。呼ばなくても良いが、農業畜産課が農業委員会のように現地を歩いて確実に調査をしていないからこうなる。農業畜産課が農振除外を出すのであれば、一筆ごとに確認しなければならない。そういうことを付帯決議にかけ、農業畜産課に回答すべきです。

議長 確かにそう思います。色々出た意見を付して農業畜産課に回答したいと思います。ほかに意見はございますか。ないようでしたら、それでは、採決に移ります。第332号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、賛成多数でございます。第332号議案の審議結果を、農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

続きまして第333号議案、農用改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第333号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、桑木場町の1筆。地目は、登記田、現況遊休地。農地面積は1,213㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、休耕となっている田をミカン園として利用する。参考事項としまして、こちらは、上原・桑木場配水池から南東に約300mの位置にあります。作付計画は、ミカン。作付予定日は、令和2年3月25日。工事期間は、令和2年2月28日から令和2年3月20日。施工業者は自主施工、土の採取場所は現地となっています。土の種類は、耕作土。埋立ての高さは、盛土最高1m、切土最高1mとなっております。土の量は1,250㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、三川内地区。

4 番 はい、4番の長谷川です。2月23日に中里推進委員と届出人と水利組合の代表の方で現地確認を行いました。十分な協議をしましたので、被害防除計画に沿って行っていただければ、何ら問題ないと思っています。立派なミカン園になると思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。本日地区推進委員は欠席でございます。
この件につきまして、何かご意見はございませんか。この方は、住所は早岐地区の住民ですが、農地改良後は、ミカンの植栽事業が行われるので、適切に手続きが行われるよう担当地区の委員さんには、指導をお願ひしたい。生産者部会や農業畜産課も注意しておいて欲しいと思います。ほかに何かございませんか。

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数と認め、第333号議案の農地改良届を受理することといたします。

次に、第334号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願ひいたします。

事 務 局 第334号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早岐三丁目の2筆。地目は、登記は両方ともに畑、現況は、宅地。面積は、82㎡と82㎡です。願出の理由としては、昭和19年頃より、鉄工所の社宅として利用開始。以後、一部解体や建て替えはしているが、農地に復元されたことはない。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、早岐田子の浦バス停より北へ約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、山手町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、199㎡です。願出の理由としては、昭和19年6月30日以前より、貸宅地の敷地として利用開始。その建物が昭和51年6月20日に解体された後、昭和51年9月

27日に現在の建物が新築。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、山手町入口バス停より東へ約70mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、江迎地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、江迎町中尾の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、306㎡です。願出の理由としては、昭和20年以前より、宅地として利用開始。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、江迎小学校より北東へ約200mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。以上3件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、早岐地区は、私の方から説明させていただきます。2月23日に久野推進委員と現地を確認してきました。願出の理由に書いてあるとおり、農地法施行前から宅地となっております、問題ないかと見てまいりました。以上です。それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 はい、早岐地区の久野です。会長が言ったとおり、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、2番佐世保地区。

7 番 7番川口です。2月26日に松永推進委員と調査に行ってきました。山手町の建物の前は、バス道路で、裏は里道になっていました。市街化区域で特に問題はないと思って見てまいりました。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

松永委員 はい、佐世保地区の松永です。川口委員が申されたとおり、問題ないと見てまいりました。

議 長 ありがとうございます。それでは、3番江迎地区。

副 会 長 2月25日に小川推進委員と見てまいりました。屋敷の下に、石垣が7～8mありましてその下の部分になります。家を支えて細長く30～40m続いている土地で、別に問題ないと見てまいりました。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。今、報告がありましたとおり、農地に戻して利用するような土地ではございません。よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 ないようでございます。それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でございます。それでは、第334号議案について、非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、第335号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第335号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、合計で200筆、面積98,081.26㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、それではこの案件につきまして、何かご質問ございますか。

委員 (なし)

議長 ないようでございます。それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第335号議案については、非農地通知を発出することといたします。

次に、第336号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第336号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の2筆、地目は登記田、現況休耕地。面積合計1,767㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾中町の4筆、地目は登記山林、田、現況樹園地、田。面積合計3,313㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転交換、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾中町の4筆、地目は登記畑、現況樹園地。面積合計2,790㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転交換、譲受人の経

営状況等は記載のとおりです。

4番鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町町上歌ヶ浦の6筆、地目は登記田、現況田。面積合計4,737㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、3番針尾地区。

1 番 はい、1番の有馬です。この3件につきましては、2月22日に原推進委員と共に現地を確認しております。まず1番、贈与となっておりますが、譲受人は、譲渡人の甥で、何も作っていないので、あげるから作って欲しいと以前から話があってございました。休耕地になってはいますが、少し改良してミカンの樹園地とされることで、問題ないです。

2番、3番については、譲受人と譲渡人の交換となります。3番の方は家の近くで野菜を作りたい、2番の方は土地改良届を出してミカン畑にしたいとのことで交換となっております。ほかに支障を出すことはないの、問題ないと見てきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

原 委員 今、有馬委員が言われたとおりで、何ら問題ありません。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、4番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月25日に山口推進委員と代理人と現地を確認いたしております。水田もきちんと耕作されておりまして、何ら問題ないと思っております。

議 長 はい、それでは、地区担当の推進委員の意見を求めます。

山口委員 鹿町担当の山口です。特に問題はないと思って見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、1番、2番、3番、4番について、何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第336号議案については、許可することといたします。

次に、第337号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第337号議案納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について、ご説明いたします。3年に一度の継続証明対象者は吉井地区1名、世知原地区2名、江迎地区3名の合計6名となります。継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。なお、世知原地区3番は田中委員、江迎地区5番は小川委員の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

議長 今、事務局から説明がありましたとおり、3番は田中委員の案件でございますので、先行して審議をしたいと思っております。田中委員の退席をお願いします。

～田中委員退席～

議長 それでは、3番につきまして地区担当の推進委員からお願いいたします。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。2月26日に現地を確認してまいりました。対象農地は、きちんと管理されておりましたので、継続証明を交付することは問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようでしたら、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、3番につきましては、継続証明を出すことといたします。田中委員は、入室願います。

～田中委員入室～

議長 続きまして、5番が小川憲人推進委員の案件となりますので、小川推進委員の退席をお願いします。

～小川憲人推進委員退席～

議 長 5番の案件につきまして、副会長の調査報告をお願いします。

副 会 長 江迎地区の松永です。25日に本人連れて見てまいりました。立派に耕作してありましたので、問題ありません。

議 長 ほかに5番について、ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございます。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、5番につきましては、継続証明を出すことといたします。小川委員は、入室願います。

～小川憲人推進委員入室～

議 長 残りの案件につきまして審議をしていきたいと思えます。1番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。2月25日に近藤推進委員と現地を確認してまいりました。対象農地につきましては、きちんと管理してありましたので、継続証明を交付することについて何ら問題はないと判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。地区担当の推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。ただいま水口委員が説明したとおり確認してまいりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、2番世知原地区。

1 4 番 14番の田中です。2月26日に岩佐委員と現地を確認してまいりました。対象農地はきちんと管理されており、継続証明を交付することに問題はないと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。地区担当の推進委員の意見を求めます。

近藤委員 世知原地区の岩佐です。田中委員の言われたとおり、問題ないと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、4番、6番について、江迎地区の担当委員。

副 会 長 江迎地区の松永です。4番と6番につきましては、2月25日に小川推進委員と一緒に見て回りました。立派に耕作、管理がなされていたので、報告いたします。

議 長 はい、地区担当の推進委員の意見を求めます。

小川委員 はい、江迎の小川です。今、報告されましたとおり、全部耕作がされていました。よろしくお願いいたします。

議 長 全ての案件について報告がありましたが、何かご意見はありますか。

議 長 意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第337号議案につきましては、賛成多数でございます。農業経営継続証明を交付することといたします。

次に、第338号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第338号議案 農用地利用集積計画(案)につきまして、本日差し替えの分をお配りしているかと思えます。そちらの方をご覧いただきたいと思えます。今回の利用権の設定として、針尾地区1件、三川内地区3件、日宇地区2件、皆瀬地区1件、世知原地区1件、鹿町地区1件の計9件、25ページの解除条件付設定が柚木地区1件の合計10件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 差し替えの部分も含めて第338号議案について、何かご質問はございませんか。ないようでしたら、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは第338号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第339号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第339号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約等がなされておりますので、報告5、並びに報告6を先にご

報告いたします。

45ページ46ページをお開きください。まず報告5農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条に基づく利用権の合意解約について早岐地区で1件受理しております。次に46ページ報告6農用地利用集積・配分計画解約通知について、宮地区1件、早岐地区1件、柚木地区2件、鹿町地区2件の合計6件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。農地中間管理事業における集積計画につきまして、針尾地区3件、宮地区6件、三川内地区8件、早岐地区1件、柚木地区6件、大野地区2件、宇久地区1件、鹿町地区2件の計29件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。第339号議案につきまして、何かご意見はございませんか。ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。第339号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第340号議案 農地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第340号議案 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区4件、宮地区5件、三川内地区6件、早岐地区2件、柚木地区7件、大野地区1件、宇久地区1件、鹿町地区2件の合計28件計画されています。

こちらは、佐世保市長より農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第339号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

議長 それでは、第340号議案につきまして、何かご意見はございますか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。第340号議案は、すべて承認されましたので、農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。以上で議案は終わりました。

次に報告案件に入ります。報告1農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和2年1月20日、22日及び2月12日付局長専決事項として、早岐地区2件、佐世保地区1件を受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和2年1月20日、22日、24日及び令和2年2月12日、19日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区1件、中里地区2件、相浦、九十九地区1件の計5件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 はい続きまして、報告3農地転用許可不要案件の受理につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告3農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、大野地区1件、中里地区1件、電気通信事業にかかる案件として日宇地区1件、中里地区1件、電気事業にかかる案件として針尾・江上・早岐地区1件、三川内・早岐地区1件、大野地区1件、大野・皆瀬・中里地区1件、江迎地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告4裁判所及び法務局への農地現況照会回答について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告4裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。法務局における地目変更登記申請に伴い、大野地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議長 はい、ありがとうございます。報告5と6は、先ほど報告ありましたので、省略したいと思います。以上で報告案件は終わりました。その他に移ります。事務局お願いします。

事務局 **【農業委員、農地利用最適化推進委員の公募、中間公表について】**
【宇久メガソーラー事業の進捗状況について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第33回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。